

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 14日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



提出者

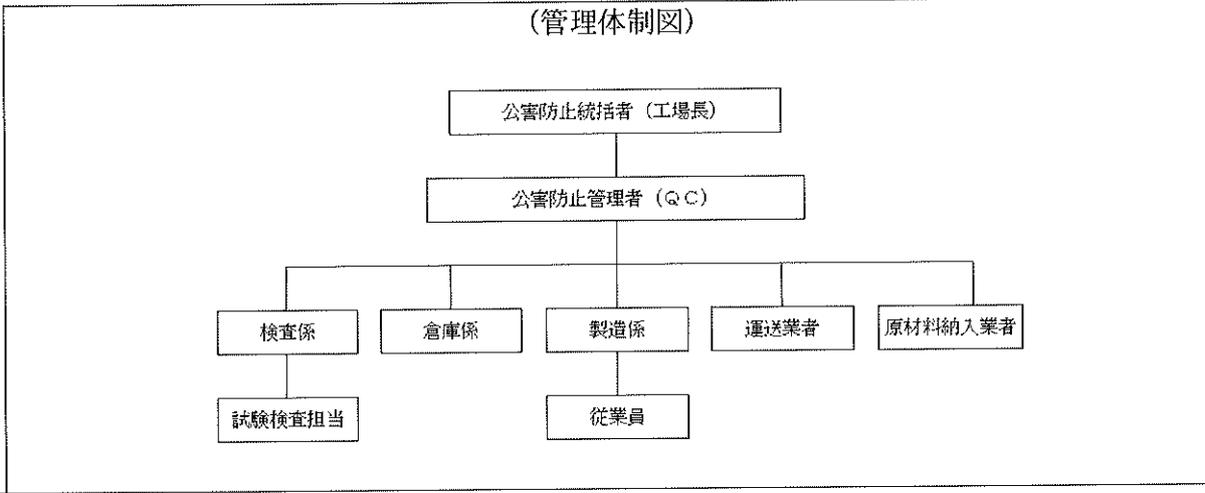
住 所 東茨城郡城里町上青山 1212
氏 名 共和コンクリート工業株式会社
常北工場 工場長 沼 康德
電話番号 029-288-2344

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	共和コンクリート工業株式会社 常北工場
事業場の所在地	茨城県東茨城郡城里町上青山 1212
計画期間	令和 5年 4月 1日 ~ 令和 6年 3月 31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	コンクリート製品製造業
② 事業の規模	製造出荷額 : 451,615 千円
③ 従業員数	14名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	処理の工程 1) 発生したコンクリートの廃材は工場内不良品堆積場に集め満杯の都度許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。 2) 発生した不良品は、不良品置き場に整理して置く、置き場にスペースがなくなった時点で、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。 3) 製造後4年が経過し、販売見込みがない固定製品に関しては、5年目に許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を依頼する。

(日本工業規格 A 列 4 番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度 (令和4年度) 実績】				
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器 コンクリートがら	混合廃棄物	木くず	
	排出量	1371 t	19 t	14 t	
	(これまでに実施した取組) ① 不良率の低減を実施。配合、脱型方法、養生温度等を見直した。 ② 製造後4年が経過した固定製品を販売する努力を行ってきた。				
②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器 コンクリートがら	混合廃棄物	木くず	
	排出量	1300 t	15 t	10 t	
	(今後実施する予定の取組) ① 不良率の更なる低減。現状の取り組みの他に、反転方法、堆積方法を見直す。 ② 固定製品の民間、建設土木部門への積極的な販売を行う。 ③ 練られたコンクリートは余さないように100%製品化を目指す。				

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生した不良品は不良品置き場に、コンクリート廃材は廃棄置き場に保管。木くず・廃プラスチック類はゴミ入れを設置し分別。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の実施継続を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・コンクリートがら	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器・コンクリートがら	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	木くず		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t	
	(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	木くず		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t	
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器 コンクリートがら	混合廃棄物	木くず
	全処理委託量	1371 t	19 t	14 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1371 t	19 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	14 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器 コンクリートがら	混合廃棄物	木くず	
	全処理委託量	1300 t	15 t	10 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	1200 t	15 t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	100 t	t	10 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。